

県制度融資（経営支援課所管分）の申込みに必要な主な書類

「個人番号」欄を復元できない程度に黒塗り等して提出ください

区分	資金名	書類	知事の 利用承認 (金融機関 →県協議)	市町村等の 認定等	融資 協議書 (金融機関 →知事宛)	利用 申請書 (申請企業 →知事宛)	実施 計画書 (事業 計画書)	見積書ま たは契約 書の写し (設備資金)	決算書 (2期分)	納税 証明書 (原本)	商業登記 簿謄本の 写し (法人)	開業届の 写し (個人)	許認可書 資格証等 の写し	賃貸借 契約書 の写し	事業所の 住宅地図	信用保証 協会への 提出書類 の写し	融資実行 報告書 (金融機関 →県宛)	備考	
施設 整備 関係 資金	設備投資促進資金		必要		○	○	附表1	○	○	○	(○)		(○)	(○)①			○		
	生産性革命推進枠		必要		○	○	附表1	○	○	○	(○)		(○)				○	経営力向上計画または先端設備等導入計画による場合、認定通知書の写し等を添付	
	防災・減災対策促進資金		必要		○	○	附表1	○	○	○	(○)		(○)	(○)①			○	事業継続計画(BCP)または(連携)事業継続力強化計画認定通知書の写しを添付	
	事業 支援 資金 継	創業者枠		必要		○	○	附表2	(○)	(○)	○	(○)	(○)	(○)	(○)②	○	○	○	スタートアップ創出促進保証制度を利用し、信用保証協会の専門家派遣制度を活用した(する)場合は、「決定のお知らせ」を添付
		事業承継支援枠		必要		○	○	附表2	(○)	(○)	○	(○)		(○)	(○)①		(○)	○	事業承継特別保証制度の利用時は信用保証協会への提出書類を添付
	新 事業 展開 資金	地域貢献型事業(コミュニティビジネス)支援枠		必要	商工団体	○	○	附表1	(○)	○	○	(○)		(○)	(○)①			○	
		経営革新枠		必要		○	○	附表1	(○)	○	○	(○)		(○)	(○)①			○	
		新事業展開・新分野進出支援枠		必要		○	○	附表3	(○)	○	○	(○)		(○)	(○)①			○	
	資 金	脱炭素社会推進資金 再生可能エネルギー利用促進枠		必要		○	○	附表1	○	○	○	(○)		(○)	(○)①			○	固定価格買取制度に基づき売電を行う場合、国の設備認定通知書の写し等を添付
		生 地 推 進 創 造 資金	県内進出・本社機能等強化支援枠【県内進出分】	必要		○	○	附表3	(○)	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)②	○		○	地方活力向上地域特定業務施設整備計画による場合は当該計画の写しを添付
県内進出・本社機能等強化支援枠【本社機能等強化分】			必要		○	○	附表1	(○)	○	○	(○)		(○)	(○)①			○	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の写しを添付	
商業・サービス業活性化資金			必要		○	○	附表5	(○)	○	○	(○)		(○)	(○)①			○		
経 営 安 定 関 係 資 金	事業活性化促進資金						○		注1	注2	注1		注1				注3		
	小規模企業等経営支援短期資金						○		注1	注2	注1		注1				注3		
	小 口 事 業 資 金	一般小口枠					あっせん 申込書	(○)	○	注2	(○)		(○)				注3	申請先は市町村 ※市町村によってあっせん申込書の様式や必要書類が異なるため、申請先の市町村にご確認ください。	
		零細小口枠					あっせん 申込書	(○)	○	注2	(○)		(○)				注3		
	経 営 安 定 資 金	地域産業対策枠			金融機関					注1	注2	注1		注1				注3	
			経済変動対策緊急融資		市町村 または					注1	注2	注1		注1				注3	・セーフティネット保証利用時は市町村の認定が必要 ・一般保証利用時は金融機関の認定が必要
		小規模企業支援枠		金融機関					注1	注2	注1		注1				注3		
		企業再生支援枠	必要	活性化協議会 信用保証協会	○	○	附表6	(○)	○	○	○		(○)				○		
緊 急 経 営 改 善 資 金	連鎖倒産防止枠							注1	注2	注1		注1				注3			
	令和6年能登半島地震対策特別措置			市町村 または 金融機関			○		注1	注2	注1		注1			注3	・セーフティネット保証利用時は市町村の認定が必要 ・一般保証利用時は金融機関の認定が必要		
震災対策特別融資(設備資金を含む場合)	必要			○	○	○	○	○	○	(○)		(○)	(○)①			○	・令和6年能登半島地震において被害を受けた場合は災証明書(被災証明書等を含む)の添付が必要 ・令和6年能登半島地震の影響により売上高が減少した場合は売上高減少要件確認書の添付が必要		
震災対策特別融資(設備資金を含まない場合)				注1	注1			注1	注2	注1		注1				注3			
留意事項							①見積書等の宛名は、法人は企業の正式名称、個人事業主は事業主のフルネームとしてください。 ②建設工事を行う場合は、見積書と契約書の両方をご提出ください。			総合県税事務所(富山)または県総合庁舎(高岡・魚津・砺波)の相談室で交付を受けてください。		税務署に提出した開業届の写し(受付印または電子申請の場合受信記録のあるもの)をご提出ください。		①賃貸物件を改装する場合は、賃貸借契約書、家主の承諾書をご提出ください。 ②事業所が別人格所有の物件の場合(親族所有、法人代表者所有の場合も含む)は、ご提出ください。			※支払済み(手形振出済み)のものは、融資の対象外となります。 ※知事の利用承認が必要な資金については、建物(土地)を取得される場合は、事前に地域産業支援課へご相談ください。		

【その他の必要書類】

- 資金使途が設備資金で、金額の大きいものや専門機器等を購入される場合、カタログ等の参考資料を添付してください。
- 建設関連業種の場合、工事受注状況表を添付してください。
- 建物を新築する場合は、建築確認済証の写し、平面図を添付してください。
- 上記のほか、追加資料をご提出いただくことがありますので、ご了承ください。

【注意事項】

- 信用保証制度をご利用の際、信用保証協会へご提出ください。
- 知事の利用承認が必要な資金については、県へ納税証明書をご提出いただく必要はありませんが、必ず納税証明書を取り受けていただき、滞納がないことを確認してください。
- 信用保証協会を経由して、原則として本部から1ヶ月の実行分をまとめてご報告いただきます。